

学校給食費について大切なお知らせ

岸和田市では、学校給食費を市の予算で管理する「公会計方式」で運用しております。
学校給食費は、岸和田市が口座振替により徴収しますので、下記の手続きをお願いします。
すべての方について、①②の手続きが必要です。

①

「岸和田市学校給食費預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」を金融機関へご提出ください

「岸和田市学校給食費の口座振替（自動払込）について」をご覧ください、お手続きください。
下記の取扱金融機関であれば市内・市外を問わず、いずれの店舗の口座でも指定できます。

三井住友銀行	りそな銀行	池田泉州銀行	紀陽銀行
大阪信用金庫	いずみの農業協同組合	ゆうちょ銀行	

- ・学校徴収金（教材費、PTA 会費など）と同じ口座でなくても大丈夫です。
- ・用紙は複写式の書類のため、ボールペンで強めに記入してください。（消せるボールペンは不可）
- ・口座振替に必要な手数料は、岸和田市が負担します。
- ・還付金が発生した場合は、原則、ご指定の口座に還付します。



②

①が終了した後、
「岸和田市学校給食申込書」(児童・生徒)を、学校へご提出ください

「岸和田市学校給食申込書」(児童・生徒)に必要な事項を記入のうえ、期日までにお子さまの通学する学校へ提出してください。

提出期日：入学説明会

※①「口座振替依頼書」②「学校給食申込書」(児童・生徒)は、お子さまお1人につき1通、必要です。

一度お手続きをしていただくと、記入事項に変更がなければ岸和田市立中学校を卒業するまで有効です。市内の小中学校であれば、進学等によるお手続きは必要ありません。

※就学奨励費、生活保護費を受給されている場合も、上記①②のお手続きが必要です。

1. 学校給食費納付額の決定について

①②のお手続きが完了後、学校給食課から「学校給食費納付額決定通知書」を学校給食費負担者様に配布します。（6月中頃を予定しています。）

＊「学校給食費納付額決定通知書」には各期の納付金額を記載します。

裏面あります

2. 学校給食費の納付方法

- ・口座振替（自動払込）による納付となります。現金でのお支払いはできません。
- ・口座振替は、6月から翌年3月まで年10期に分けて引き落とします。（毎月27日）
- ・27日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
- ・預貯金残高不足などで口座振替ができなかった場合、再振替はありません。後日、督促状（納付書）を送付します。

3. 学校給食費の納付額

学校給食費の年額（1食当たり単価×年間実施予定回数）を10回でお支払いいただきます。

なお、1週間以上の届け出のある欠席や食物アレルギーなどによる欠食、および学校行事等に関しては減額調整を行います。

					※※1～9期（6月～2月）		※※10期（3月）	
		1食当たり金額(a)	年間食数	年額(円)	金額(円)	計算式	金額(円)	計算式
小 学 校	※1,2年生	252円	197食	49,644	4,788	(a)×19食	6,552	(a)×26食
	3,4年生	255円	197食	50,235	4,845	(a)×19食	6,630	(a)×26食
	5,6年生	258円	197食	50,826	4,902	(a)×19食	6,708	(a)×26食
	中学生	310円	184食	57,040	5,580	(a)×18食	6,820	(a)×22食

※小学校1年生の4月の給食実施回数は、他学年より5日ほど少ないためその分減額になります。

※※記載の金額は1～9期の金額（目安）です。10期は1～9期より4～7食ほど多い金額設定となりますが、学校行事等による減額調整も10期で行います。

4. 学校給食の停止(再開)の届け出について

1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合は、給食を停止しようとする日の平日5日前までに、「学校給食（変更・停止・再開）届」を学校に提出してください。

【学校給食の停止（再開）の届出が必要な事例】

A. 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合（けが、病気、転出 など）

B. 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患（乳糖不耐症含む）等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時など。

※ 疾患に関しては、医師の診断書（意見書）の提出が必要です。

※ 食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止（再開）が決定されます。

C. その他特別な理由（宗教上等の理由 など）

宗教上等の理由（特別な理由）により年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する必要がある場合は、学校にご相談ください。

【届出に当たっての補足事項】

※ 給食停止の届け出がない場合は、減額の対象になりません。（届け出が必要となった場合、すみやかに学校に連絡）

※ 「学校給食（変更・停止・再開）届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。

※ 学校給食費に関する各種届出様式も市ホームページに掲載しています

岸和田市 学校給食費 で 検 索 または



給食費の「滞納」にご注意ください

学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付されないときは、裁判所において支払い督促等の法的手続きをとる場合があります。